第九十四条から第九十七条までを次のように改める。

第九十四条　第百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第九十五条から第九十七条まで　削除

第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「、介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む。第三項」を「（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項」に、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一　短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは「、労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中」及び「、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国の負担金」とあるのは「、労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「」を「国の負担金」とあるのは」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第百条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「）の掛金」を「）の掛金等」に改め、同項ただし書中「長期給付に係る掛金」を「組合員保険料」に、「地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に、「掛金は」を「組合員保険料は」に改め、同条第三項中「（第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百条の二の見出しを「（育児休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百条の二の二の見出しを「（産前産後休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百一条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に改め、「国家公務員退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を加え、同条第三項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第五項中「掛金の」を「掛金等の」に、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金を」を「掛金等を」に改める。

第百二条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第四項（同条第六項及び第七項」を「第五項（同条第七項及び第八項」に、「）の規定」を「）並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定」に、「金額（」を「金額（組合員に係るものに限るものとし、」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号から第四号まで」を「第九十九条第二項第三号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「第二十四条第一項第七号に規定する長期給付」を「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に改め、「限る。）」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を、「負担すべき金額」の下に「（組合員に係るものに限る。）」を加える。

第百二条の二中「長期給付に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を、「）に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）」を加える。

第百二条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべて」を「全て」に、「標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が地方の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合　地方の不足額から前事業年度の末日における地方の実施機関積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

第百二条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付（基礎年金拠出金を含む。次項において同じ。）に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「、長期給付に係る」を「、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第百三条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加える。

第百六条の見出しを「（組合又は連合会に対する通知等）」に改め、同条中「組合」を「組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」に改める。

第百十一条第一項中「基く給付」を「基づく短期給付」に改め、「、短期給付については」及び「、長期給付については五年間」を削り、同条第三項中「遺族給付」を「支払未済給付」に改める。

第百十二条中「給付」を「短期給付」に改める。

第百十三条を次のように改める。

第百十三条　削除